

国際水文地質学会日本支部（IAH JAPAN）運営規約

1. 組織と構成

国際水文地質学会（以下、IAH）日本支部（IAH JAPAN、以下、IAH 日本支部）は、IAH に所属する日本国内会員（以下、会員）で組織されている。地下水分野における計画、管理、保全などに携わる科学者、技術者、専門家のための組織であるが、地下水問題に関する理解を深めたり、よりよい管理への活動を行ったりする意思があれば、知識の程度は問わない。

尚、本支部は、1992年4月18日に設立された。

2. 目的と関連事業

- 1) 関連学会・関連機関との協力による、地下水研究の推進と普及
- 2) 国内における地下水教育と啓蒙
- 3) 日本学術会議国際対応委員会 IUGS 委員会 IAH 小委員会との連携による IAH 総会や関連会議・委員会の招致と運営
- 4) 個別課題委員会、ワーキンググループの設置等支部が必要と認める事業の推進

3. 役員

IAH 日本支部の事務、及び運営を執行するため次の役員をおく。

- ・会長 1名 IAH 日本支部会を代表して、会務を統括する。
- ・副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- ・幹事 1名 会員の管理、事業の企画・立案と会計事務を行う。
- ・地下水学会連絡調整委員 1名 地下水学会理事会あるいは渉外委員会メンバーと併任出来るような IAH 日本支部会員

4. 入会と退会、年会費

IAH の入会・退会および年会費については、別途 IAH の規約に定められている。これら会員登録に関する諸手続きは、IAH ウェブサイト等から会員が各自実施する。なお、経費不足によって本支部の活動に支障が生じた場合には、会員は支部活動に必要な経費を分担する。

5. 役員任期と選出

会長、副会長、幹事、地下水学会連絡調整委員の選挙権、および被選挙権を有する選挙資格者は選挙が告示された時点の会員とする。それぞれの任期は3年とするが、再任は妨げない。なお、欠員によって役員を選出が必要になった場合は、執行部による推薦人に対する電子信任投票を行う。

6. 会計年度

本会の会計年度は、1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

7. メール会議

会長が必要と判断する場合は、メール会議を開催して運営に関する重要事項について議決することができる。メール会議は会員をもって構成し、役員より審議事項が明記されたメールを各会員の登録アドレス宛に配信することで開催する。メール会議の議長は会長もしくは副会長が務める。メール会議の議事は、有効回答の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

8. 総会

IAH 日本支部の総会は会員をもって構成し、原則年1回開催する。ただし、会長が必要と判断する場合は臨時に開催できるものとする。規約等の変更、事業計画および予算、事業報告および決算、その他運営に関する重要事項について議決する。

総会は会員数の1/4を超える出席数がなければ開会することができない。欠席の会員は事前に委任状を提出することにより、総会に出席する他会員に議事を委任することができる。提出された委任状数は総会出席数に含めることとする。

総会の議長は会長もしくは副会長が務める。総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

なお、会長が必要と判断する場合は、メール会議の開催をもって総会の開催に代えることができ、その開催および議決方法は前項のメール会議の場合に準じる。

9. 事務局

IAH 日本支部は、日本地下水学会にその事務局機能を委ねる。将来的には双方協議の上で、会費徴収を含む会員管理の委託、IAH 大会日本誘致の場合の実行委員会受け皿機能、学会会議への資金援助申請補助等をお願いする。

10. その他

この規約は総会の議決により変更することができる。

(2010年2月1日改正)

(2011年12月18日改定)

(2012年12月7日改定)

(2016年11月17日改定)